
平成24年第4回大和町議会臨時会会議録

平成24年7月31日(火曜日)

応招議員(18名)

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	高 橋 久 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	千 葉 恵 右 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
総 務 まちづくり 課 長	伊 藤 眞 也 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	森 茂 君
税 務 課 長	庄 司 正 巳 君	総 務 まちづくり課 まちづくり 対 策 官	石 垣 敏 行 君
町 民 課 長	高 橋 正 治 君	総 務 まちづくり課 危 機 対 策 官	瀬 戸 正 志 君
環境生活課長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	千 坂 俊 範		

議事日程

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「行政報告」「町長あいさつ」

日程第4「議案第52号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

日程第5「議案第53号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

日程第6「議案第54号 平成24年度大和町一般会計補正予算」

日程第7「議案第55号 財産の処分について」

午前9時59分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第4回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番松川利充君及び10番伊藤 勝君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3「行政報告」「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告ということでございますけれども、小鶴沢処理場への震災廃棄物搬入に関する協議の経過、そういったことにつきまして、経過について報告をさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、さきの5月15日全員協議会におきましてそれまでの経過、そしてそれ以降の対応についてご説明申し上げ、議員の皆様方にご協議をいただいたところでございますが、その後の経過と現状、そして今後の対応について、本日報告を申し上げたいと思っております。内容につきましては、一部前回と重複する部分もございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

この件につきましては、3月19日に県から町に対しまして、震災の廃棄物の最終処分地として県の環境公社で管理しております小鶴沢処理場を利用したい旨の説明があったところでございます。東日本大震災の復旧・復興のために災害廃棄物の処理、これは必須になっておりました。現在、宮城県では沿岸12市町から災害廃棄物の一部についての処理を委託を受けまして、気仙沼ブロック、石巻ブロック、宮城東部ブロック、亘理・名取ブロックの四つのブロックごとに臨時の処理施設を設けてその膨大な量の処理を行っているところでございます。そして、これらの廃棄物の処理をするためには県内だけではなくて県外での処理もお願いしなければならない状況でございまして、実際、東京都とかほかの他県でも受け入れられておりますし、また受け入れの表明等も行われておるところでございまして、

当然のことながら、宮城県内でもその対応を行っていくべきでございまして、大和町といたしましても大和町としての責任をしっかりと果たしていかなければいけないものと考えておりましたけれども、そのためには議員

皆さんを初めとする町民の皆さんの理解と協力が必要なために住民の皆様方に丁寧な説明をして、心配なことや不安なことを少しでも少なくして、そして少なく小さくした上でご理解をいただいた上で大和町として処分の協力をしていく必要があるというふうに考えまして、これまでも各方面に説明、お願いをしてまいったところでございます。

その結果、最終処分場がございませぬ地元鶴巣の小鶴沢地区の皆さんからも厳しい選択ではあったと思いますが、受け入れについて一定の理解をもらった上でご承諾をいただきましたので、そのことを県に報告し、今後正式な協定を結ぶ運びとなっておりますので、議員皆様方に本日、ご報告申し上げますところでございます。

それでは、この経緯と町への対応につきましてもう少し細やかにご説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、ことしの本年3月19日に県の環境生活部震災廃棄物対策課の課長ほか3名が本町に来庁いたしまして、県内の災害廃棄物の状況と、そのことに対する現状、そして県の対応の仕方を説明されまして、県内でも最終処分が必要であり、そのために小鶴沢の最終処分場での処理についても協力をお願いしたい旨の説明が第一回目あったところでございます。その後、4月13日に県の環境生活部震災廃棄物対策課の技術副参事等が参りまして、そのほか環境省の現地対策本部宮城県内支援チームの方もお出でになりまして、改めて具体的な説明を受けたところでございます。同様の説明を4月18日に我々執行部設けておりまして、そのときには町のほうから県にそのとき聞いた中での疑問に思うこと、そういった質問状もだしております。

その質問状については4月24日に県より回答されているところでございますが、この4月24日、第一回の宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村会が県内全市町村を対象に市町村長が招集されて開催されましたが、この中で県内の震災廃棄物はできる限り各県内市町村で協力し合って処理していこうというような全体的な行為がなされたところでございます。

4月25日に、先ほど申しました県の説明等のあった内容につきましても大須賀議長、堀籠副議長にそれまでの経緯と経過の説明と今後の進め方、町の考え方をご説明いたしまして、議会に対しましては全員協議会での説明

を5月15日の予定で開催の了解をいただいたところでございます。その5月10日に鶴巣地区選出議員の皆様方への説明会を行って、5月15日には皆様方にお集まりをいただきまして、これまでの経緯、今話ししたところも重複しておりますが説明させていただきました。

その後でございますが、5月16日には鶴巣地区の区長会の皆さんへの説明会を開催いたしました。説明会、このときは1地区の区長さんが欠席でしたが、後ほど個別に説明をしております。区長会の説明には、県と環境省の対策本部の方がお見えになって、あと環境公社ですね、説明会を開催しました。その中で、地区の説明会が必要だというご提案もございましたので、5月30日、小鶴沢、山田、太田地区、南3地区というのでしょうか、の方々に全戸にご案内を申し上げ、そして先ほどと内容的には同じでございますが、説明会を開催いたしております。

それから、6月に入りまして、今度は6月19日でございますが、小鶴沢地区の方々からもう一度具体的な説明をというご要請がございましたので、6月19日に小鶴沢地区につきまして出向いて説明、お願いの会をいたしております。

その後、7月10日に再度小鶴沢地区で説明会の開催をいただきました。このときには宮城県から若生副知事、そして環境省の東北地方環境事務所の鳥居所長さんと、また事業公社の小出理事長もでございますが、来まして説明をし、そしてお願いをしたところでございます。この説明会の終了後、小鶴沢地区の皆さんだけが残られまして協議会を開かれたところでございます。

次の日、7月11日になりますが、小鶴沢の区長さんほかの方々から前日の協議の内容につきまして、私ども出向いて内容を聞かせていただきまして、その中で苦渋の決断ではあるけれども、受け入れざるを得ないということで小鶴沢の意向を確認いたしましたので、その足で県のほうに向かいます副知事に直接そういうことで、これからいろいろ打ち合わせする分はありますけれども、基本的に合意をすると、合意といいますが、受け入れをするというお話をしてまいったところでございます。同時にその足で環境公社のほうにも参っております。

7月17日に、これまでの今まで説明した内容につきまして、大須賀、堀

籠正副議長にその経過、受け入れを承諾したことを報告し、今後の進め方についてご相談させていただいております。同日、議長、副議長の説明の後に鶴巣地区の選出議員の皆様方にも同様の説明をさせていただいて、今後の進め方等について説明をいたしました。

7月25日、宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村部会、先ほど4月に開催されたものの担当者部会ということですが、その中で小鶴沢処理場に20万トンの埋め立て計画が掲示されまして、河北新聞等にも載ったところでございます。そして、本日、議員の皆様方にこれまでの経過を報告させていただきたくしました。

今後でございますけれども、宮城県と県環境事業公社、また大和町で協定書を締結をして、そしてさまざまな事態になった場合の対応を協定書で向けるべく準備中でございます。

また、実際の搬入の時期でございますけれども、このことにつきまして小鶴沢処理場の処理する場所の受け入れ態勢をする準備が必要だということで、ラバーを張りながらやるということでございますので、その準備が整い次第スタートするということでございますが、まず具体的にいつからというような状況にはなっていないところでございます。

これまでの説明がこれまでの経緯でございますけれども、これまでも何度か説明をし、お願いをした中でご意見をちょうだい、いろいろご協議をしていただきました。町民の皆様方、特に鶴巣地区、そして小鶴沢地区の皆様方には、冒頭申し上げましたが、大変厳しい選択をしていただいた中でご理解をいただきました。承諾していただいたこと、心から感謝申し上げたいというふうに思っております。

今後は、町としましても県、公社と協定を結んでの搬入準備を進めてまいりますけれども、町としましてはこれまで以上に住民の皆様方の不安や心配なことが少しでも少なくなるよう、県や公社をしっかりと協議をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、小鶴沢処理場への震災廃棄物搬入に関する協議経過の報告とさせていただきます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで行政報告を終わります。（「質問、ちょっと今のいいですか。今後の進め方についてちょっと意見を述べたいと思います」の声あり）平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今、処理場の件で廃棄物の残廃に関しては納得したんですが、その後説明を受けた後に、NHKでこういう放送があったんです。丸森町、または山元町の除染が今後進む、その除染した土を3年間地元、山元町なら山元町、角田なら角田、丸森なら丸森で3年間自分らほうの町で保管をしておく。その後、県の最終処分場にそれを持っていくという話なんですよね。それは事実、丸森町の人たちも3年後、それが果たしてこの町から撤去されるのかということインタビューされて、県では3年間保管した後、国の施策でしようけれども、その後、県の最終処分場に。すると県の最終処分場は小鶴沢しかないんですよね。またその新たなときになったときに最終の土を、今回は残廃ですから私たちは賛成したわけですが、この土も最終処分場に各地区で持っていってもらわないと困るというような話ですよ。そうなったらまた小鶴沢にその最終の土を搬入するということに関しては、町長いかがな。この後ですけれども、それは確実に、丸森では除染したものを3年間保管して、その後最終処分場に持っていくという話ですから、結局はまたこの話が出てくると思うんですよ。その件に関してどういような、今度協議をするんでしようけれども、規約、その後をちょっとお聞きしたいです。

議 長 （大須賀 啓君）
町長。

町 長 （浅野 元君）

今回の搬入につきましては、除染した土とかというのはその対象に入っておりません。それで20万トンということになっております。その除染の話は今初めて私聞いておりますけれども、丸森とはそういったことでどういふうになっているのか、その辺の状況をわかっておりませんので、今どうのこうのとのお答えできる状況にはないと思っています。ただ、あくまで今回は除染した土とかというのは丸っきりそういうのは入っておりませ

るので、それは対象外ということだと思っております。

その土については、除染についてそういう方向が出たんでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思いますけれども、それにしましてもそれが小鶴沢という対象にはならないというふうに思っています。

1 1 番 (平渡高志君)

私はその後ですよ、だから。今回の件はこれでいいんですよ。ただ、3年後に除染した土をまた小鶴沢という話では、契約するときですよ、その話はきっちりしておかないと、県の最終処分場は小鶴沢しかないんですからね、はっきり言って。ですから、この前NHKの放送をやったんですよ。丸森で3年間その除染した土を保管しておいて、シートか何かで密封しておいて、少し線量が下がった時点で県の最終処分場に持っていくという話は決まっているんですよ、これは、町長。ですから、その最終処分場が小鶴沢にしかないんですから、そこに持ってこられたらまた問題が大きくなりますので、私は、今回は今回の話できっちり協定をしていただきたいという話です。

議 長 (大須賀 啓君)

町長。

町 長 (浅野 元君)

今回の協定はあくまで、それはそれでしかやりません。

1 1 番 (平渡高志君)

除染の話はやはりきっちり……。

町 長 (浅野 元君)

あそこ、大体容量はないですよ、20万トンしか。

1 1 番 (平渡高志君)

だって、県の処分場は小鶴沢しかないんですから、今。だから、そういう話を聞いてくださいということです。何も町長に言っているのではな

く、県にその確認をして、その除染した土は持ってきてもらって困ると
いうことだけは伝えてくださいということ在地元で言っているだけです。
(「わかりました」の声あり)
以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

これで行政報告を終わります。

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、改めましておはようございます。

第4回大和町議会臨時会開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成24年第4回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、連日暑い日が続いておりますが、気象庁は、7月26日午前11時に「東北地方が梅雨明したとみられる」との発表を行いました。これは、昨年より17日遅い梅雨明けでございましたが、平年に比べますと県北では2日ほど早い状況となったところでございます。

ことしの夏は、7月上旬及び中旬の平均気温が平年並み、あるいはやや高めで推移したところでございました、7月19日から22日までは最低気温が17度を下回る日が続きまして、水稻への影響を懸念いたしましたところでございます。

本年の水稻生育に関しましては、県の農林水産部農林園芸課が7月23日に7月20日現在の生育状況を発表いたしました。草丈、葉の数、茎数ともに平年よりはやや少ない状況でございますが、7月8日から18日ごろに幼穂形成期に入っており、生育の進んでいる圃場においては減数分裂期に達しているところもあるとの内容でございました。今後とも安定した気候のもとに豊かな実りを望むところでございます。

それでは、提出いたしております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号につきましては、強風においてクリーンステーション収納用

ネットが飛ばされたことによる自動車破損に関しまして、損害賠償額及び和解につきまして議決をお願いするものでございます。

議案第53号は、町道走行中に当該町道に生じた穴に起因する物損事故に関しまして、損害賠償額及び和解について議決をお願いするものでございます。

議案第54号は、一般会計補正予算でございまして、補正予算額6,760万6,000円を追加し、一般会計の総額を87億6,309万8,000円とするものでございます。歳出の内容につきましては、衛生費及び土木費は前段ご説明申し上げました損害賠償額及び和解に関するもの、教育費は、宮床中学校屋内体育館増築工事入札が不調となりましたので、設計業者と協議を行いながら、再度建設単価を実勢単価等に見直しを行い、不足額について補正をお願いするものでございます。

議案第55号は、大和町リサーチパーク用地買収の際、一部地権者より代替地の申し出があり当該用地を取得しておりましたが、今般、土地取得の申し出があり、協議が整いましたので当該財産の処分につきまして議決をお願いするものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4「議案第52号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第52号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者からの説明を求めます。環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

議案第52号 損害賠償の額を定め、和解することについて、平成24年1月5日黒川郡大和町吉岡字北六角地内で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一つとしまして、相手方でございますが、黒川郡

二番目としまして、事故の概要でございます。平成24年1月5日午前10時ごろ、黒川郡大和吉岡字北六角60番地内クリーンステーションにおいて、強風のためクリーンステーションの収集ネットが飛ばされ、同氏所有の自家用自動車の前方右下バンパー付近に当たり、バンパーの一部を破損させたものでございます。

三つ目としまして、損害賠償額。大和町と 氏は、過失割合を大和町が100、氏がゼロとし、大和町は 氏に対し、氏の自動車の損害額9万4,611円を支払うものとするものでございます。よろしく願いいたします。

1月5日の事故が現在に至ったことに関しましては、車の損傷もありますが、ごみステーションそのものの利用態様ですか、このことにつきましても若干理解が得られず、時間が経過したものでございまして、6月に同氏と示談ということで成立したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

このクリーンステーション、強風のために収集ネットが飛ばされての事故なんですけれども、クリーンステーションと、これは設置するときは町の補助金があって設置するわけなんですけれども、その後というのは各地区の責任で管理するようになっているのではないのでしょうか。お尋ねします。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

ご質問にお答えいたします。

同地区におきましては、まだ行政区の指定がございませんで、通常ですと行政区の管理をお願いしているところなんです、まだ、まほろばタウンはその区域に入っておりませんので、ごみに関しましても町が直接管理をするという立場になっております。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17番 （堀籠日出子君）

では、このクリーンステーションの費用というのは全部町で負担したということになるのでしょうか。そして、このステーションにもいろんな形があって、吉田の場合ですと鉄でおろしたものが、飛ばないようにとかとあったりするし、またほかのステーションですとネットがかぶさっていて、下に大きなポールがあって飛ばないようにとなっているんですけども、この場合はどのような形のものなのでしょうか。

議長 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

一つ目の損害賠償につきましては、町の町村会のほうに入っています保険によって保障されるものでございます。後で補正の中でご説明させていただくつもりでございました。

もう一つ、形態でございますが、ここは三方をコンクリートで固めてあって、あと、ごみの投入口につきましてはネットを掛けているというような形態になっております。

以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

北六角団ステーション、やはり担当課として、話はわかるんですけども、いろいろな北六角のまほろばタウンの現状の管理、結局これだけ住宅がふえてきている団地ですから、やはりそういうようなステーション関係のものの行政区の指定がないというような形の中であれば、町でそのものが現状として対応しているんだと思いますが、やはりこのような人のものに被害を与えたときにはやはりもっと早急な町の姿勢を示して、どうして6月議会なりに出して早く和解できなかったのかなと、非常に住んでよかったまちづくりが、なんだべ、この町と言われるのではないかと私は思いますけれども、ぜひその辺のステーション関係のそのものは、環境生活課であろうと思いますが、住んでいる住民に対してもう少しやわらかな対応も早い対応となるように、町でも今後気をつけながら、逆にそういう方に協力を得られるようなご説明をして、早く和解していただきたかったなと、このように思います。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 (高橋正春君)

確かに時間が要したこと、大変申しわけなく思っております。今後はこのようなことがないように対応していきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。14番馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

この例の場合は町管理というふうな状況ですけども、ほとんどがクリーンステーションの場合の管理というのは区なり、そこの町内会なり

で管理しているんだろうと思います。巡視員も置いてそういった整備も
図っているところなんです、同じようにこういった形で事故が起こっ
たという場合は、関連ですけれども、これは地区のほうでそういった損
害賠償とかそういったものをやるべきというふうな考え方でいいんです
か。例えば、リサイクルワンとかリサイクルツーとかありますね。これ
はネットが吹っ飛んでいったということなんですけれども、例えば収集
する業務の方が前の番に置いていったものが強風で吹っ飛んだという場
合ですね、それがこういうバンパーに当たったという場合も考えられる
わけですね。あとは、丸い網状のネットが、それも地区ごとに任せて
いるものですから、パイプできちっと固定しているところもありますし、
そうでないところもあるし。そういった場合はどういう責任というか、
地区でやはり最終的に責任を持つのかどうかちょっとお伺いします

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長 （高橋正春君）

ちょっとケースが違うと思いますが、今回も町村会の保険会社の方々に
一応現場の立ち合いをしていただいて状況を説明した上で対応したとい
う形にしています。今、議員質問の内容についても同じような対応をし、
その中でどういう負担割合が出てくるのかなというふうに思いますので、
同じような対応になるかとは思いますが。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

そうしますと、例えば今申し上げたような事例が発生した場合は、担
当の、今であれば環境生活課とか、そういったところにいち早く通報し
て、その事態のあり方を連絡するのがベター。そして、例えば区で管理

している区長さんなり、そういった方と当事者ということではなくて、一報入れるということがベターなんでしょうね。ちょっと確認だけ。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

報告いただくことがまず一番かと思っております。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第53号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第53号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

議案書2ページでございます。議案第53号 損害賠償の額を定め、和解

することについてでございます。

平成24年7月11日黒川郡大和小野字堂ノ前2番1地先で発生いたしました交通事故に關しまして、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、相手方でございますが、
、
でございます。

2、事故の概要でございますが、平成24年7月11日午後9時ごろ、大和町小野字堂ノ前2番1地先、町道山下大沢路線上においてでございますが、具体的な場所でございますが、県道の大衡仙台線との交差点の旧大和町農協小野支所の跡地から北側に向かった小野橋がございまして、その小野橋の北側での事故でございます。

大和町が管理する町道に生じた穴が原因となりまして、通過中の相手方の所有の車両、これは日産オッティ という車だそうでございますが、この車の右側の前輪タイヤとホイール、それから後輪のタイヤに損害を与えたものでございます。

この原因につきましては、数日間雨が降り続きまして、相当数の車両が通過してございまして、舗装に亀甲状のクラックが発生しておりまして、直径70センチ、深さ10センチの舗装に穴があいた状態となって損傷を与えたものでございます。

損害賠償の額でございますが、本人は翌日の朝8時に来庁いたしまして、車両の破損が発生したという旨で申し出がございました。直ちに車両の破損の状況の確認と、それから現地に行きましてその事故の発生した場所の確認をいたしたところでございます。相手方のほうから損害賠償を求められましたので、修理の見積もりと、それから示談の協議を行ったところでございます。

大和町と 氏は、過失割合を大和町が70、 氏が30としまして、大和町は 氏に対しまして、自動車の損害額8万5,575円に過失割合の70%を乗じた額5万9,903円を支払うことで協議が整いましたので、議決をお願いするものでございます。

なお、この内容につきましては、町が保険を掛けております町村会の共

済の指定保険会社のほうに相談をいたしましたところ、過失割合7対3で本人との示談協議ではどうかということでの話がございましたので、その旨を本人にお話を申し上げ協議をいたしましたところ、示談に応ずることになりましたのでこういった経過をたどって損害賠償の額を決めたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

このようなちょっとした穴で相手にこういうような損害を与えたら町では払わなければならないというのがあるのでしょうかけれども、これもやったら鶴巢なんかすごいですね。下草、北目大崎、あの穴に何回車が入って、それ全部請求されたら払わなければならないということですか、町では。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長 （千葉恵右君）

本人からこういった損害の申し出があった場合については、それはその都度協議をさせていただいて、賠償とすることについて協議した結果、支払いが発生する場合についてはこういった形をお願いをするということになってございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、町で町道が穴があいた、クラックができた、そういうときは

必ずこういう問題が出てくるんですよね。ですから、私は早急にやはりこういうふうには起きないように管理はしなければならないと。ただ、走るほうだって、この車だけでなくいろんな車だってその後通るはずでしょうから、いちいちこれは賠償しなければならないというふうになれば本当に大変ですよ。その先にこういうのがあっていても直さない今の現状ですよ、それをとにかく何とかしてほしい。また次々と起きていますよ、今の鶴巢の状況を見た場合。すごいよ、こんなちょっとの穴でないですからね。ただ、走る側は皆さん気をつけて走っているから何ともないでしょうけれども、無謀な人があそこ、下草でもいいですよ、来てみてもらって結構ですから、町長でも。思いっきり走ったら車1台すぐ壊れますよ。ですから、そういう状況をもう1年と5カ月もつくっているんですよ、町ではね。私はそういうふうにならないように早く、下水がもうとっくに終わっているんですから、早く舗装整備を、各地区ですよ、自分の地区とは言いません、どこでもこういうことが起きるんですから、今後。ですから、早くこういう状況にならないように全地区で大和町の道路を早く直してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

昨年の3.11の震災以降、大分道路があちこちで損傷いたしておりまして、昨年からの災害の復旧ということで舗装の修繕に今努めているところでございます。

事故の起きたこの場所につきましては、直ちに日を置かずにオーバーレイをいたしまして補修をしたところでございます。

なお、今、震災の復旧関係で大分多くの箇所での復旧に今努めておるところでございますが、一日も早く復旧すべきということで全力を挙げております。ただ、下水道の修理をしたところからということで順を追って行っておりますし、また、国からの予算の内示といいますか、その分が全額が一度交付されればよろしいんですが、国の方から段階を追って今交付されている状況でございます。なるべく多くの額、早急に復旧すべきと考えておりますので、そういったものをさらに早急に対応するように努めてまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第54号 平成24年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第6、議題第54号 平成24年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書の3ページをお願いしたいと思います。あわせて、事項別明細書第2号ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてお願いできればと思います。

平成24年度大和町一般会計補正予算第2号でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ6,760万6,000円を追加いたしまして、予算額を87億6,309万8,000円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書3ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますけれども、20款1項平成23年度からの繰越金6,742万5,000円でございます。

次に、21款諸収入5項雑入でございますけれども、先ほどご可決を賜りました物損事故に対します保険会社等からの保険給付費及び本人過失割合の収入でございます。

歳入につきましては、異常でございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋正春君。

環境生活課長（高橋正春君）

続きまして、歳出でございます。

4款1項3目環境衛生費9万5,000円でございますが、保障補てん及び賠償金としまして9万5,000円を計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長千葉恵右君。

都市建設課長（千葉恵右君）

続きまして、7款2項1目道路維持費でございます。

先ほど議案53号でご可決を賜りました賠償に係る金額ということで8万6,000円でございます。

なお、残りの3割分については、本人から町のほうに繰り入れをすることでお話がされております。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

続きまして、9款3項中学校費4目中学校建設費につきましては、宮床中学校の屋内運動場建設にかかわる経費を計上いたしてございます。

13節委託料につきましては、建設工事に係ります施工管理業務委託料分の追加補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、宮床中学校の屋内運動場建設工事費の追加補正を6月補正に続いてお願いするものでございます。内容でございますが、今回の補正につきましては、県の指導をいただきながら、宮城県営繕単価改定による単価入れかえ及び実勢単価等の見直しなどを行い、新単価への入れかえを実施いたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

中学校費なんですけれども、本当は早急に進めなければならないのに、こういう中で6,700万円も補正を組むなどというのはあり得ないんじゃないか。設計屋、どこの設計屋を使っているのか教えてください。そして、今の現状の資材費とか、そういうのを全然掌握しないで設計をあげてきているのか、ちょっとこの辺おかしいのではないかなと思うんですけれども、その辺どういうご指導をなさったのかお伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の設計につきましては、昨年来の設計業務委託というふうな形で実施してございまして、今回の建設工事に係る積算、そういったものを設計会社のほうに依頼、会社名は仙台市の日新設計というところでございます。

なお、今回の6月時点で補正を2,000万円ほどお願いいたしまして総額で3億3,600万円ほど増額になったわけですが、積算につきましては建築本体工事、電気、そして機械というふうな設備工事、それぞれ三本が一本というふうな形で総額の3億3,600万円というふうな形での起工いたしまして、財政当局のほうに入札執行を依頼したところですが、町長あいさつにもございましたとおり、入札執行7月の中旬でしたが開札で不調というふうな経緯を得たわけですので、今回、さらに設計につきましては県の指導をいただきながら単価の見直し、そういったものも実施する必要があるという指導を受けまして、あわせて市場の実勢価格、そういったものの調査、それも踏まえる必要があるということの指導もあわせて受けましたので、それらもろもろの内容等を詰めながらやったわけですが、起因する分につきましては、鉄骨材、あるいは型枠、そういったものが急激に市場での急騰、高騰といたしますか、そういったものが主なる原因として今回大きな金額差というふうな形になったというふうに承知してございます。

以上です。

議長 長（大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

日新設計とっていましたが、この入札のときに1社だけ設計屋が上がってきたんですか。もっといろんな設計屋があると思うんですけども、その辺詳しく教えてください。

議長 長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

設計につきましては数社による設計コンペで落札というふうな形の経過を踏まえてございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

県の指導もあったそうなので、早急に進めていただきたいと思いますので、担当課がしっかりしてください。よろしくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これは入札、不調に終わったというんですけれども、何社が応札して、それで予定価格は幾ら、上回ったしょうでけれども、とうりあえず何社入札に応募したんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長 （菅原敏彦君）

ただいまのご質問でございますが、入札執行の主管課ということで財政課のほうで回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、宮床中学校屋内体育館の入札関係につきまして回答させていただきます。

入札につきましては7月18日の日に執行いたしました。6社の申し込み

がありまして1社辞退というような形になりまして、全部で5社というふうな形でございます。

金額につきましては、予定価格がございまして、これを上回った価格での入札というふうな形でございまして、最低の応札につきましては3億7,600万円というふうな形でございました。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

11番（平渡高志君）

これは設計業者を決めるときも入札でやったんでしょけれども、やはり安ければいいというもので、結局一番下をとったんでしょね。でもその建設設計者がでたらめの積算をしたためにこのような結果になったと。やはり最初からしっかりした、幾ら入札でもしっかりしたところを選ばない結果がこういうふうになっていくんですよね。このような状況で会社同士で話し合いをしたかしないかわかりませんが、やはり余りにもかけ離れているのではないかと思いますよ。ですから、今後いろんなケースがありますけれども、やはり今富谷のほうでもこれに関して提訴されている案件もあります、工事やったなんてね。ですから、やはり設計業者も安ければいいというものでないし、そこのところをきっちり最初から選びながら進めていかなければこういう問題がまたたびたび起こってくると思いますので、その点、今後の方法、やり方をお伺いします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長菅原敏彦君。

教育総務課長（菅原敏彦君）

設計コンペのほうについては町のほうで実施した内容でございますので、今後町とも十分に協議をいたしながら、ただいまのご意見等がございますので、今後とも注意をしながら設計業務のほうの調整といたしますか、そう

いったものの入札方式についても原価としても注意を払いながら町執行部と協議をさせていただき進めてまいりたいという考えでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長。

副町長 （千坂正志君）

ただいまの平渡議員の質問の中に、設計者の選定とか、そういう部分もあると思うんですけども、今回の宮床中学校についてはプロポーザル方式の部分で、数社のものでそれぞれの内容をまずもって検討して、中学校の体育館ということで、この設計内容であればいいというようなことでの選定をしたところでございます。

なお、今回の設計見積もり、それも踏まえてでございますが、今回は4月の単価、そして7月の単価の入れかえとか、そういう部分が今大分震災の関係で資材の関係でございますので、今回単価の入れかえをしながらそれぞれの工事の部分で見直しを設計屋のほうにお願いをして、そして今回補正予算で積算のほうもお願いしたという形でございます。

いずれにいたしましても、内容でこちらのほうで選定をした部分もございますので、今後、これから工事に入るので、設計屋のほうにはいろいろとその中で指導していくということにしたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

どこに責任があるのか、日本のいろんな意味で、責任は取らない国なんですよ、日本は何やっても。今回だってだれが責任を取るのか。設計者が取るのか、それを指名した町が取るのか。結局その責任のあいまいが全部なんですよ。本来なら入札で応札してこれぐらいでやれると設計者が

やったのであっての不調であれば設計事務所が本当はこれは責任を取らなければならないんですよ。そのペナルティーもないんでしょう、結局は。そういうことでは今からいろんな甘い審査、いろいろが出てくるんですよ。入札して、取って、責任持ってこれでやりますと言ったのがやれなかった。だれが責任を取るんですか。その責任もあいまいでしょう。やはり今後そういうことがあれば、設計者にもある程度の責任を負ってもらわなければならないし。責任の所在がわかりません、これ。ただ工事がおくれた。だれが責任をとるんですか、これ。だれも取っていないでしょう。ですから、今回の件について取れとは言いませんけれども、次ですね。やはり今後こういうことがないように、しっかりした責任の所在をしながら進めていかなければこういう問題は何回も起きると思いますが、副町長どうですか。

議 長 （大須賀 啓君）
副町長千坂正志君。

副町長 （千坂正志君）

設計関係部分です。今回の発注の分につきましては、プロポーザル方式の中で設計の部分の提案型の方式をとったところでございますが、今言った積算についてはその当時の積算の単価を使った部分がありまして今回増額になったという部分であります。その中で、まだ工事の設計の発注前でございますので、今後設計屋といろいろ協議をしながら、それはきちっと施工管理も含めてやっていただくような形をとりたいと思います。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。13番高平聡雄君。

13番 （高平聡雄君）

今回の補正、増額をしたということですが、今後の本件に関する入札の対象事業者、前回同様で対応するのか、あるいは条件を緩和等々の上、参加者をふやす、あるいは入れかえる等々どのような方向で考えてい

らっしゃるのかお聞かせをください。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長千坂正志君。

副町長 （千坂正志君）

今回の不調になったということでございますので、宮床中学校屋内運動場、今まで一般競争入札で公募方式で6社の応募がありまして5社の入札でした。不調ということでございます。

そんな中で、今回この屋内運動場につきましては、指名競争入札という形をとって、条件については今までと同じような形になりますけれども、ランクづけから。この額からいうとちょうど15社の指名競争入札の部分で執行したいといまのところ考えております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第55号 財産の処分について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第55号 財産の処分についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長（八島勇幸君）

議案第55号 財産の処分についてでございます。

下記のとおり、財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

処分の理由でございますけれども、これにつきましては、大和リサーチパーク開発予定地取得による代替地としてでございます。

処分する財産でありますけれども、財産の種類につきましては土地でございます。所在地につきましては、大和町小野字岩倉53番48の1でございます。地目、山林、面積につきましては9,985平方メートルでございます。

売却の予定価格につきましては2,827万9,696円であります。

契約の相手方につきましては、大和町小野字蛇石18番地の1 有限会社リンク代表取締役秋山安博氏でございます。

これにつきましては、別冊の説明資料がありますので、それをごらんになっていただければと思います。

議案第55号 町有財産の処分について、説明資料であります。

1ページめでございますけれども、処分の理由といたしましては、大和リサーチパーク開発事業土地提供者からの代替希望を受けまして、取得後の平成19年9月の提供予定の代替地を町で取得しておりました。今般、代替地希望者との協議が整いましたので処分を行おうとするものでございます。

代替地の所在につきましては先ほどお話ししたとおりでございます、売買対象者につきましても同じであります。

4番目といたしまして、売買金額の算出につきましては、代替地として取得した単価に取得後の諸費用、測量費、それから調達財源利子を加算して算出した額となっております。

2ページにつきましては対象地でございます、町道大衡仙台線の路線

の東側に当たる土地でございます、テクノヒルズの北側に当たる位置となっております。

3ページにつきましては航空写真でございます、ちょうど中央部分の対象地というふうなところが町で取得いたしました2万5,000平米のうちの約1万平米でございます。

4ページでございますけれども、これにつきましては面積でございます、今般処分する土地につきましても真ん中の欄でございます、9,985平米というふうな土地でございます。それから、上につきましては残った町の土地となっているものであります。それから下の欄でございますけれども、この対象地内に上下水道課管理のマンホールポンプ並びに操作盤がございます、この分につきましては除外して今般処分を行おうとするものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番平渡高志君。

11番（平渡高志君）

これは2万5,000平方ですか、買ったと言ったのね。それを割った価格が平米当たり2,600円ということでよろしいんですね。これは丸っきり北4線に接しているところを今回売却するわけですね。この奥の土地はどうなるんですか。町、使い手ありますか、この入口だけ売った場合、奥のほうの町の財産は。私は、こういう売り方をするのであれば、その裏のほうはどうするんですか、町で何かあった場合。大体、この幹線の入口というところが一番高いところなんですよ、普通は。それを平均で売るなどというのは、私は本当に不動産関係にしたら、これを何を言っているんだと思われると思いますよ。同じ2万5,000平米買ったうちの1万平米を幹線道路沿いに売るのだったら、その倍の価格とかにしなければ、裏のほうの土地は生きないんですよ、もう。まだほかに町の土地が結構ありますよね。将来のことを考えれば、私はこういうような売り方をするのであればおかしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

この土地につきましては、今、北4番町大衡線の沿線沿いにありまして非常に有用な土地であるかと思えます。ただ、この2万5,000平米、町が取得した経過につきましては3名の方々から代替えの希望がありまして、これに対しまして代替えのための取得というような形の土地でございました。

今般、いろいろ協議いたしまして、ほかの方については代替えの所得意志がないというふうな形で空き家貸し1人に今般処分というような形になったものでございます。残地につきましては、今後いろいろ検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

これは売ってから後で残地の分を検討すると言っても検討のしようがないのではないですか、これ。普通だったら、3名がもし代替地となった場合、三等分して細く長く奥のほうも使えるようにするのが私は筋だと思わんですけれども、これでは入口だけ買って、あとの裏のほうどうするんですかということになった場合、もし3人が3人欲しいとなった場合は3分割しなければならないわけですよ、細く長く。これでしたら、何ぼ1人だけ欲しいと言ったって入口だけ大きく変わって奥のほうどうするんですかというふうになると思いますよ。将来のやはり設計図を考えましたら、譲るにしてももう少しこのやり方でなくもっと細長くとか、やはりしなければ次の土地が生きてこない。だれでも入口が欲しいのは確かなんです。でしたら単価が3倍になるとか、入口だけであれば。

そういうようにしなければ奥が、奥もこの値段で売れますかということになるんですよ。これはやはりもう少し検討してやらないと、これは財産ですからね、大和町の。個人のを売るだって、これは納得いかないと思いますよ。町長、これはいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、繰り返しの部分もありますけれども、この面積につきましては、リサーチパークを開発する段階で土地を買収したわけでございますが、その代替地としての用地として地権者から求められておったところでございます。それで、代替地につきましてもこの場所ということで位置取りをしましてお示しをして、前からのいろいろ約束があったようでございますが、その中でこういった場所を代替地としての場所についての設定もそこに、以前から皆さんわかっている中でやってまいりました。

それで、今回秋山氏が求められているように進めてもらったところでございますけれども、こういった間口については確かにずっと大きく取っているところがございます。それで、本来ですと、この三角の部分も全部取ってほしいということもあったんですが、そうなりますと、全くめくらしになるということで、ここはあけた経緯がございました。残りの部分につきましては利用ということにつきましてはおっしゃるとおりでございますが、ただ利用の方法はこれでいいのかというご意見はあるかというふうに思いますが、もう一方の方の代替地を取得する方が、実は今のところその当時と状況が違ったので、今は必要ないというようなお話もあるところでございます。今後、この土地の利用について、議員お話しのとおり、どういうふうに利活用するかということについては今のところまだ具体の話はないところでございますが、この後ろ側ずっと全体が宮床財産区の山になっております。それで、ここだけの開発ということだけではなくて、なるとすればそういったものを一緒に掲げた中で

開発ということも考える……開発するかどうかという問題もまたあるんですが、する場合にはそういったことのある考え方があるというふうに我々は判断もしておるところでございます。

したがいまして、議員おっしゃるとおり、こうやって間口だけこんなに大きく取って使いでがないのではないかというご意見も私ども考えたところでございますけれども、そのことを含めてこの脇を取ったということ、あと、開発については全体を見るということで考えております。

それから、単価についてでございますけれども、これは、前回リサーチパークを開発するときの単価で買った値段、売った値段でその売買をするという取り決めが前からございましたので、その単価でやっております。

実際、これは逆に不動産鑑定とかかければもう少しちょっと違った逆の、安いといえますか、山でございますので、そういった形になってくるところがございます。その辺につきましては理解をしてもらった中でご協力いただいて、今回このような進め方をしております。

おっしゃること、奥の部分、確かに余るというふうに思いますが、今お話しした状況の中で代替地として用意した方の場所であり、その方々が希望されているということですので、希望を優先にしなければならないという前提がございましたし、今後の開発につきましてはその後ろも含めた中で、ここはまだ調整地ですのでできる状況ではございませんけれども、今後そういうふうになってきた場合には全体を含めた中での開発を考えていきたいと、このように考えております。

議長（大須賀 啓君）

平渡高志君。

11番（平渡高志君）

これは売却するに関しても、このリサーチパークの今の幹線のところに全部面した方がこれを全部買うというなら周りの地権者も納得するんでしょうけれども、奥のほうに持っていて代替地を一番いいところにとりとなった場合は必ずこの地区内でいろんな批判等々、私はあると思ひ

ますよ。道路の部分を買われた方がそのままスライドしてここに買ったというなら地元でも文句はないと私は思うんですけども、やはり地元でいろんな不満などを出ないように、町が批判を受けないようなしっかりした形でやっていただければ私は仕方がないのかなと思うんですけども、その点をよろしくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この土地につきましては非常に歴史が古いものがございまして、リサーチパークを開発する以前に用地は取得しておったんですが開発できない状況。それ以前には開発をしようと思って用地買収ができなくて一回だめになってとか、そのようなずっと経緯があったようでございます。その流れの中で、地権者の方とのいろんな交渉といたしますか、そういったことの中での条件もあったというふうに聞いて引き継いでおります。おっしゃるとおり、そういったことがいろいろありますので、そういったことがないような、みんなが納得できるようなといたしますか、そういったやり方を今後してまいりたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （大須賀 啓君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時13分 閉 会